

PPP/PFI活用推進に向けた取組み

地域総合整備財団〈ふるさと財団〉

平成28年度「公民連携セミナー」

平成28年7月



内閣府 民間資金等活用事業推進室

PPP/PFIとは

PPP/PFIの概念図

PPP (Public Private Partnership)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

PFI (Private Finance Initiative)

PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

【類型Ⅰ】

公共施設等運営権制度を活用したPFI事業(コンセッション事業)

【類型Ⅱ】

収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPPP/PFI事業(収益型事業)

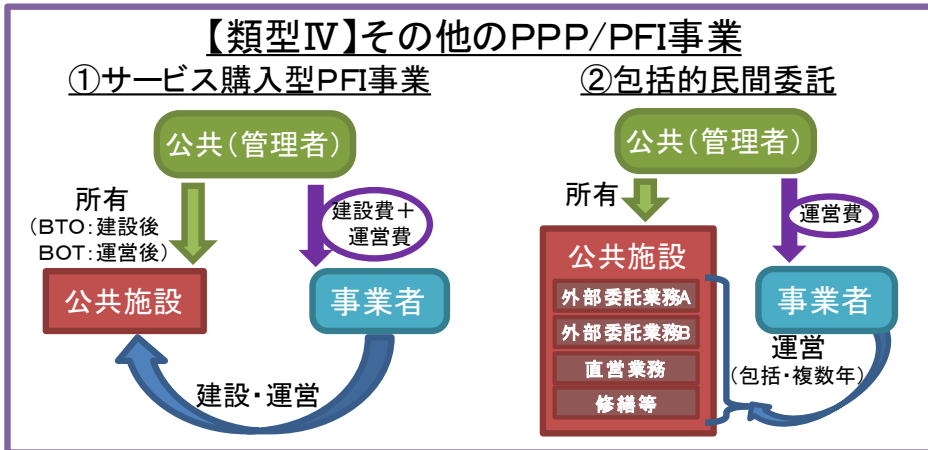
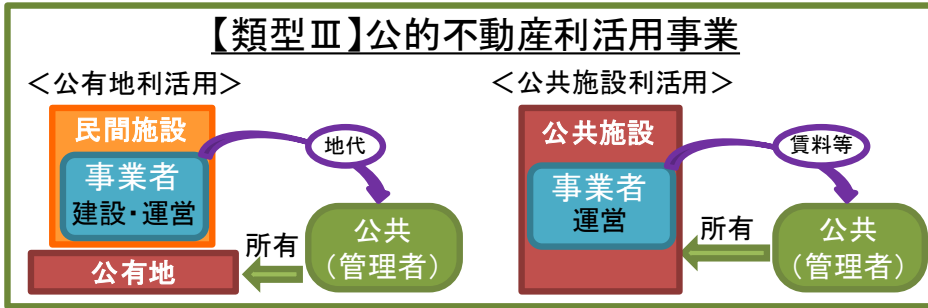
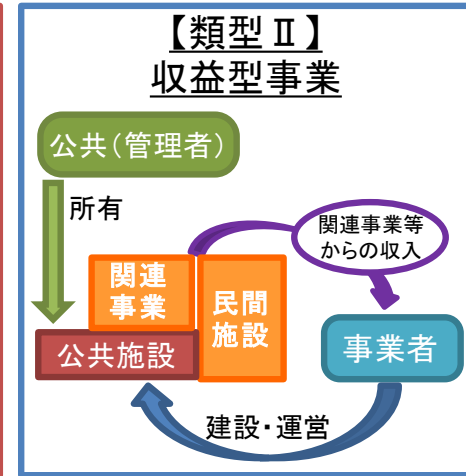
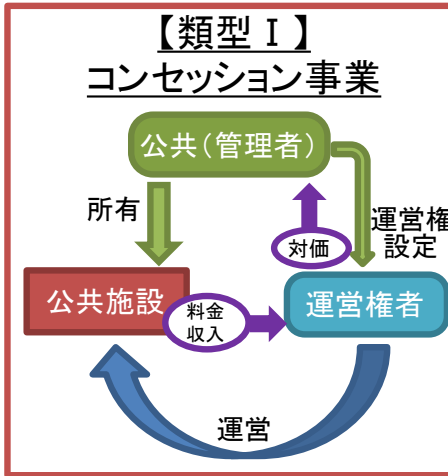
【類型Ⅳ】

その他のPPP/PFI事業
 (①サービス購入型PFI事業)
 (②包括的民間委託)

【類型Ⅲ】

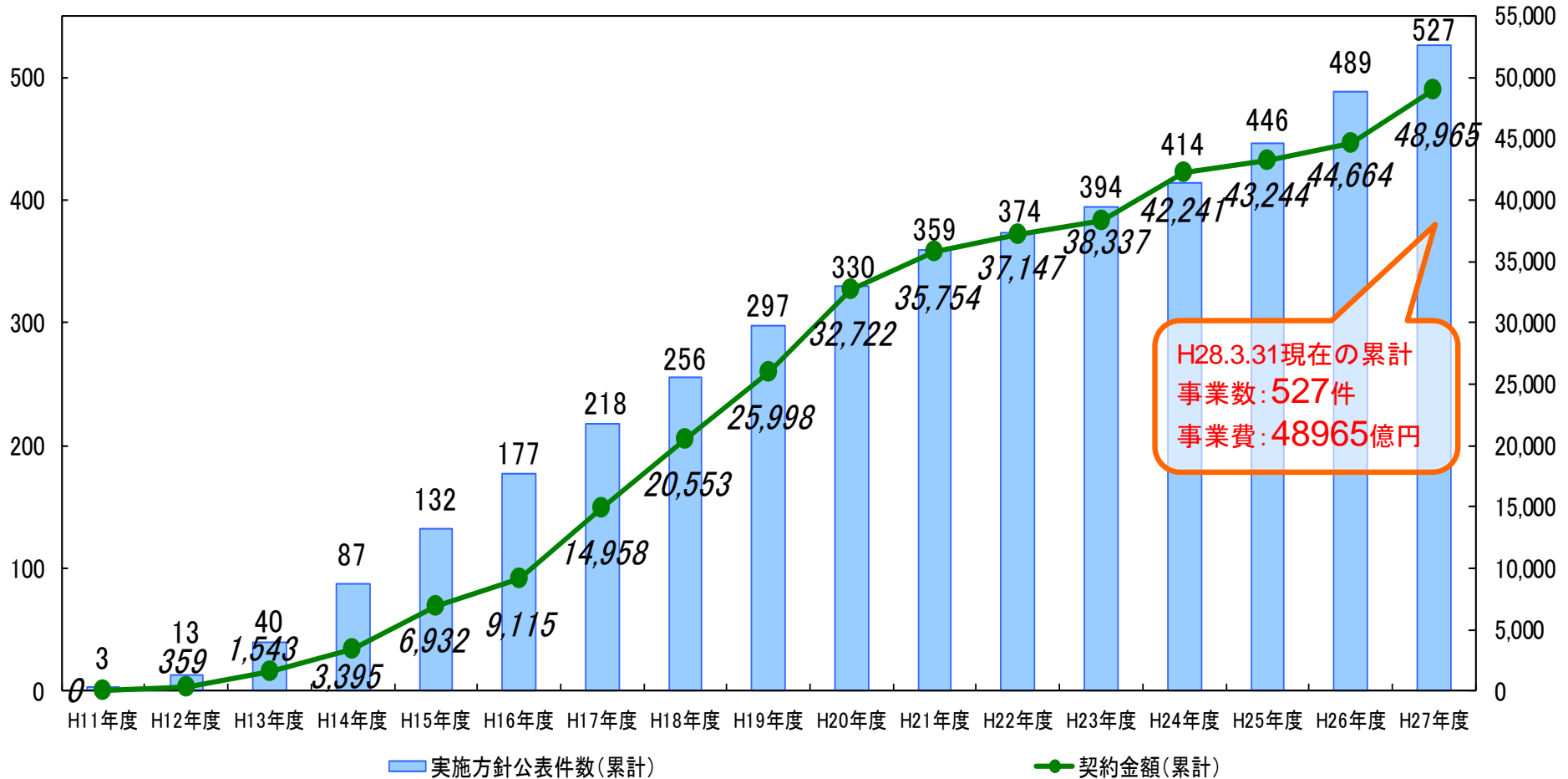
公的不動産の有効活用を図るPPP事業(公的不動産利活用事業)

各類型のスキーム図 (※以下は、各類型の一例)



PFI事業の実施状況

事業数及び契約金額の推移(累計) (平成28年3月31日現在) (事業数) (億円)



H28.3.31現在の累計
 事業数: 527件
 事業費: 48965億円

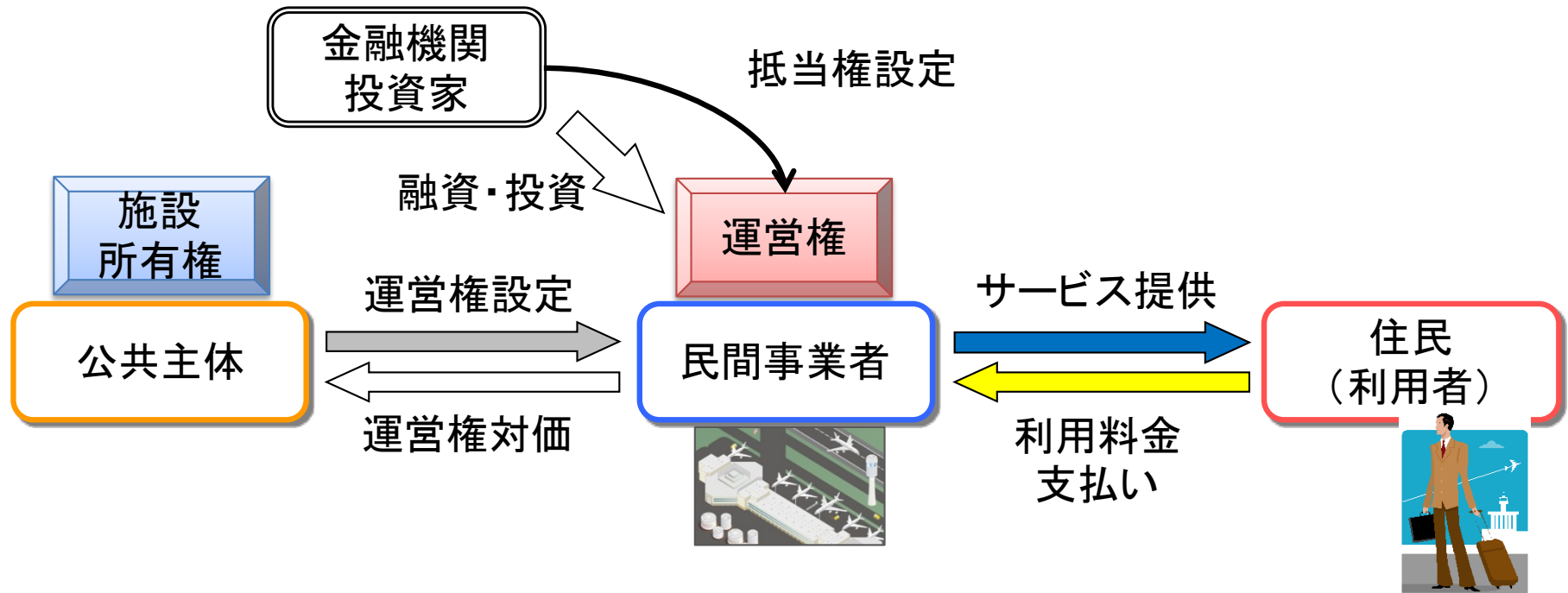
(注1) 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握している事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

(注2) 契約金額は、実施方針を公表した事業のうち、当該年度に公共負担額が決定した事業の当初契約金額を内閣府調査により把握しているものの合計額であり、PPP/PFI推進アクションプラン(平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定)における事業規模と異なる指標である。

(注3) グラフ中の契約金額は、億円単位未満を四捨五入した数値。

コンセッション方式

- ・利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式。
(平成23年PFI法改正により導入)
- ・公的主体が所有する公共施設等について、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供。



コンセッション事業の重点分野の進捗状況

平成28年5月20日時点

空港

但馬空港

平成27年1月に事業を開始し、運営事業を実施中。

4件

関西国際空港
大阪国際空港

平成26年7月に実施方針を公表。平成27年12月にオリックス、ヴァンシ・エアポートコンソーシアムの新会社(SPC)と実施契約を締結。
平成28年4月に事業を開始し、運営事業を実施中。

仙台空港

平成28年6月末までの事業完全移管に向け、平成26年4月に実施方針を公表。
平成27年12月に東急前田豊通グループの新会社(SPC)と実施契約を締結。

高松空港

平成30年4月頃の事業開始に向け、平成27年10月からマーケットサウンディングを実施。

水道

大阪市水道

平成30年4月の事業開始に向け、平成26年11月に実施方針案を公表
(平成27年8月に改訂)。

2件

奈良市水道

平成29年4月の事業開始に向け、平成28年2月に実施方針の条例案を議会に提出。

下水道

浜松市下水道

平成30年4月の事業開始に向け、平成28年2月に実施方針を公表。

4件

大阪市下水道

平成27年2月に「大阪市下水道事業経営形態見直し基本方針(案)」を公表し
コンセッションの導入に向けた具体的な検討を開始。

奈良市下水道

平成29年4月の事業開始に向け、平成28年2月に実施方針の条例案を議会に提出。

三浦市下水道

平成30年4月の事業開始に向け、平成29年1月頃に実施方針を公表予定。

道路


愛知県道路公社

地方道路公社の有料道路事業へのコンセッション導入に向け、平成27年の
通常国会において特区法が改正。平成28年10月の事業開始に向け、平成
27年10月に実施方針、平成27年11月に募集要項を公表し、現在、事業者の
選定手続きを実施中。

1件



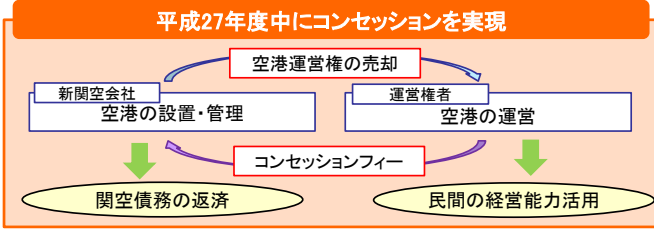
コンセッション事業①

○仙台空港特定運営事業等

発注者	国土交通省	施設概観
施設概要	空港基本施設、空港航空保安施設、駐車場施設、各施設に附帯する施設等	 <p data-bbox="1657 992 1850 1013">出典：国土交通省</p>
事業内容	①空港運営等事業 ・空港基本施設等事業 ・空港用地等管理業務 ②空港航空保安施設運営等事業 ③環境対策事業 等	
運営権者	「東急・前田建設・豊田通商グループ」が設立した特別目的会社(仙台国際空港株式会社)	
運営権対価	22億円	
事業期間	平成28年7月1日～(ビル事業は2月1日～) (最長65年(当初30年+オプション延長30年以内、不可抗力等による延長))	
特徴	<ul style="list-style-type: none">・仙台空港の公共施設等運営事業は、仙台空港における滑走路等の運営とターミナルビル等の運営を、民間の資金及び経営能力の活用による一体的かつ機動的に行うことで、仙台空港及び空港周辺地域の活性化を推進し、もって内外交流人口の拡大等による東北地方の活性化を図ることを目的とする。・公共施設等運営権者は、国から公共施設等運営権の設定を受けることにより滑走路等の運営を実施し、ビル会社の株式を取得することによりターミナルビル等の運営を実施する。	

コンセッション事業②

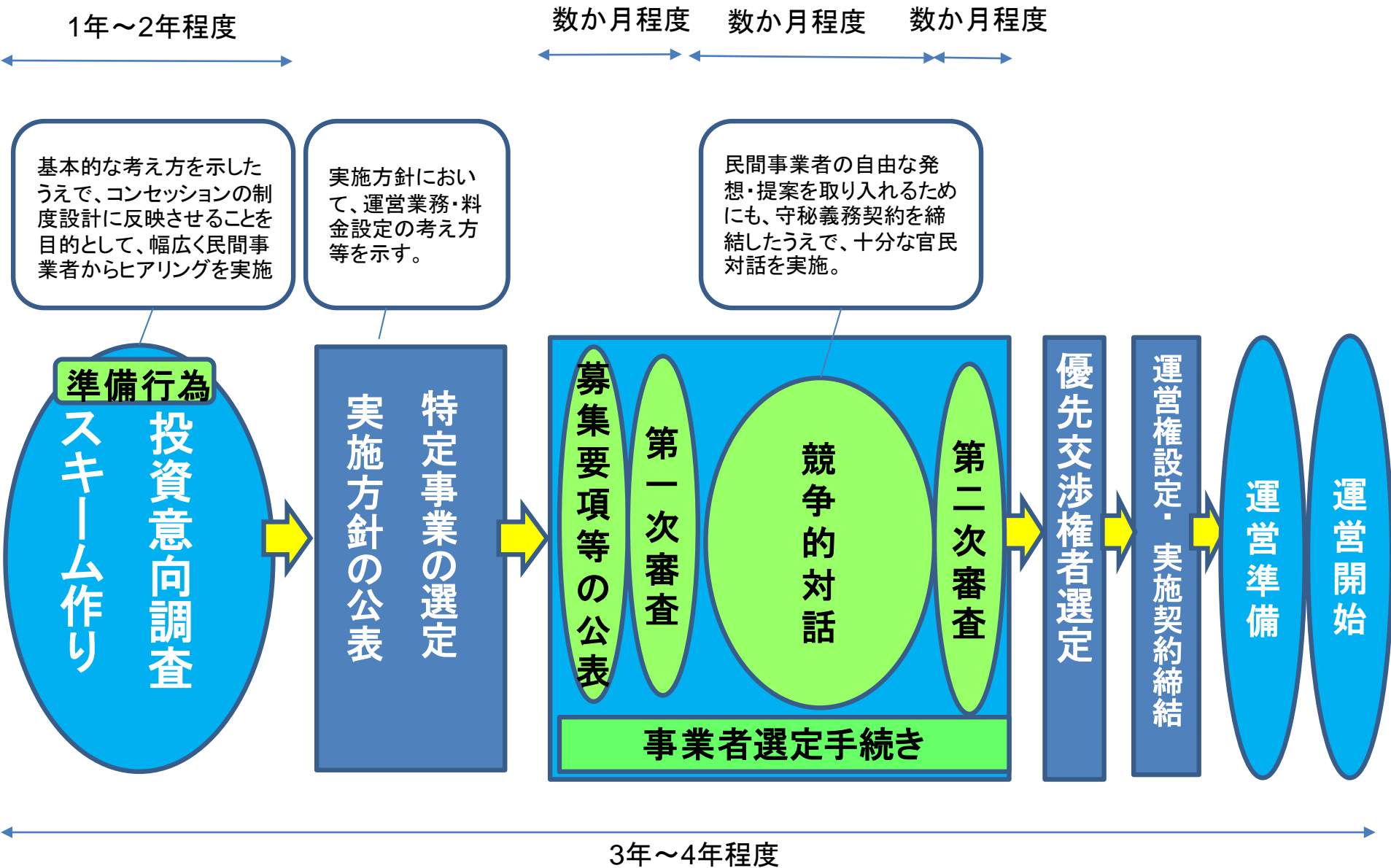
○関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等

発注者	新関西国際空港株式会社	施設概観												
施設概要	空港基本施設、空港航空保安施設、空港機能施設等													
事業内容	以下の施設の運営・維持管理等 ・空港基本施設等 ・空港航空保安施設 ・空港機能施設(旅客施設、貨物施設及び航空機給油施設) ・空港利便施設(事務所、店舗、宿泊施設、休憩施設、送迎施設、見学施設等) ・アクセス施設等	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>【関西国際空港】</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【大阪国際空港】</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #003366; color: white; padding: 2px;">関西・伊丹の成長</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; border-bottom: 1px solid black;">【平成23年度実績】</th> <th style="text-align: left; border-bottom: 1px solid black;">【平成26年度実績】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 発着回数：23.1万回</td> <td>⇒ 28.4万回 (23%増)</td> </tr> <tr> <td>② 旅客数：2,677万人</td> <td>⇒ 3,467万人 (30%増)</td> </tr> <tr> <td>③ 貨物量：82.5万トン</td> <td>⇒ 87.4万トン (6%増)</td> </tr> <tr> <td>④ 売上：1,188億円</td> <td>⇒ 1,538億円 (29%増)</td> </tr> <tr> <td>⑤ EBITDA：426億円</td> <td>⇒ 694億円 (63%増)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;"> ・数値は全て関西・伊丹の合計。 ・平成23年度売上のうち、伊丹は平成22年度実績値。 ・EBITDAは営業利益+減価償却費で算出。 </p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p style="background-color: #ff9933; padding: 5px; border: 1px solid black;">平成27年度中にコンセッションを実現</p>  </div>	【平成23年度実績】	【平成26年度実績】	① 発着回数：23.1万回	⇒ 28.4万回 (23%増)	② 旅客数：2,677万人	⇒ 3,467万人 (30%増)	③ 貨物量：82.5万トン	⇒ 87.4万トン (6%増)	④ 売上：1,188億円	⇒ 1,538億円 (29%増)	⑤ EBITDA：426億円	⇒ 694億円 (63%増)
【平成23年度実績】	【平成26年度実績】													
① 発着回数：23.1万回	⇒ 28.4万回 (23%増)													
② 旅客数：2,677万人	⇒ 3,467万人 (30%増)													
③ 貨物量：82.5万トン	⇒ 87.4万トン (6%増)													
④ 売上：1,188億円	⇒ 1,538億円 (29%増)													
⑤ EBITDA：426億円	⇒ 694億円 (63%増)													
運営権者	「オリックス、ヴァンシ・エアポートコンソーシアム」が設立した特別目的会社(関西エアポート株式会社)													
運営権者の支払額	490億円/年×44年間													
事業期間	平成28年4月1日～平成72年3月31日(44年)													

出典：国土交通省

- 特徴**
- ・関西空港・伊丹空港の公共施設等運営事業は、経営統合法に基づき、関西空港の国際拠点空港としての再生・強化、両空港の適切かつ有効な活用を通じた航空輸送需要の拡大、関空債務の早期・確実な返済等を目的とする。
 - ・新関空会社は、関空・伊丹両空港を一体的に運営し、格安航空会社(LCC)による関空拠点化や米国フェデックス社の北太平洋地区ハブ化等、事業価値の向上を図るものとし、平成28年4月から公共施設等運営権方式による運営委託を実施。

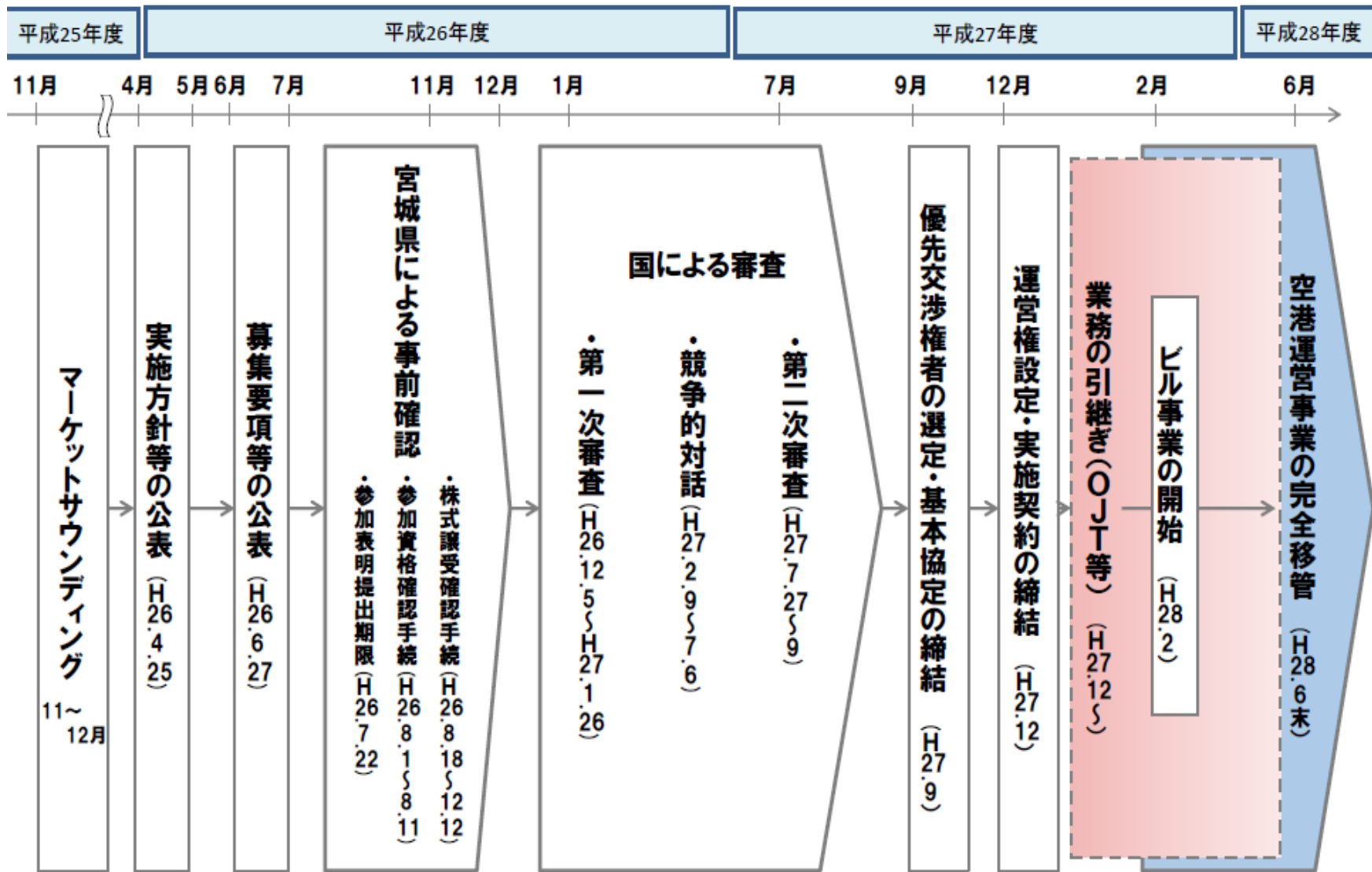
コンセッション方式実施プロセス（例）



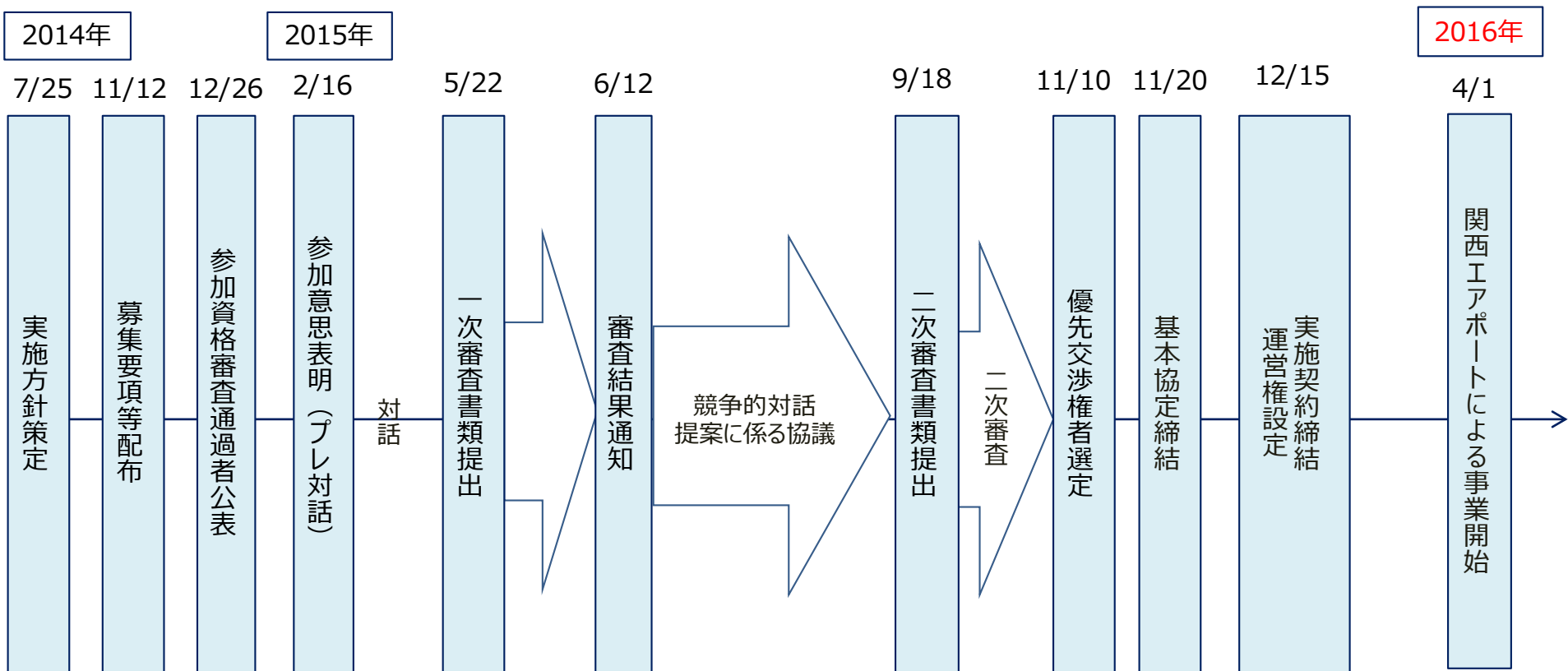
※上記スケジュールは、官民対話を通じて、事業者を選定するプロセスを想定したものであり、期間は事業の特性等により大きく異なる可能性がある。

仙台空港運営委託に向けた現時点での想定スケジュール

※スケジュールは現時点での想定であり、今後、変更があり得る



関西国際空港スケジュール (実施方針策定後)



コンセッション事業の成功ポイント

1. 情報開示

民間事業者が事業計画(収益、費用など)を検討できるよう、公共側が民間事業者に対して、必要な情報(従前の入場者数、利用条件、費用等)を開示すること。

2. 官民対話

コンセッションの制度設計に反映させることを目的として、幅広く民間事業者の投資意向調査(マーケットサウンディング)を実施すること。

事業者の選定にあたって、民間事業者の自由な発想・提案を取り入れるためにも、守秘義務契約を締結したうえで、十分な官民対話(競争的対話)の機会を確保すること。

3. モニタリングの実施

実施契約において、官民の役割分担を明確にするとともに、運営開始後、公共側が運営権者のサービス水準をモニタリングすること。

PPP/PFI推進アクションプラン(平成28年5月18日PFI推進会議決定)(概要)

改定のポイント

- ・平成25、26年度の実績をフォローアップし、**新たな事業規模目標**を設定
- ・コンセッション事業等の**重点分野**に**文教施設**及び**公営住宅**を追加
- ・**時間軸**を定め、**担当府省**を明確にした**具体的施策**

事業規模目標

21兆円(平成25～34年度の10年間) ← 現行目標は10～12兆円

(コンセッション事業:7兆円、収益型事業:5兆円、公的不動産利活用事業:4兆円、その他の事業:5兆円)

PPP/PFI推進のための施策

(1) コンセッション事業の推進

- コンセッション事業**の具体化のため、**3年間の集中強化期間の重点分野**及び**目標の設定**
 - ・同事業に発展し得る事業類型を含めた目標設定
 - ・複数施設の運営を一括して事業化する「**バンドリング**」の推進
 - ・コンセッション事業推進の**ディスインセンティブ**となる制度上の問題の解消
- 将来的にコンセッション事業に発展し得る**収益型事業**について、**人口20万人以上の地方公共団体で実施**を目指す

(2) 実効ある優先的検討の推進

- 優先的検討規程の策定と的確な運用
 - ・平成28年度末までに、**全ての人口20万人以上の地方公共団体**等において**優先的検討規程**を策定
 - ・実効ある運用のための手引の策定や支援事業の実施
 - ・運用フォローアップと適正化、優良事例の横展開
 - ・上下水道の重点分野における優先的検討の参考となるガイドラインの策定
- 公的不動産利活用事業**について、**人口20万人以上の地方公共団体で平均2件程度**の実施を目指す

(3) 地域のPPP/PFI力の強化

- 地域プラットフォーム**を通じた案件形成の推進
 - ・平成30年度末までに、人口20万人以上の地方公共団体を中心に全国で**地域プラットフォーム**を**47以上**形成
 - ・地域プラットフォームを活用した**民間提案の仕組み**の検討
 - ・案件形成につながる継続的な運営を前提とした地域プラットフォームの形成支援
 - ・モデル事例等をまとめた運用マニュアルの作成
- PFI推進機構の**資金供給機能**や**案件形成のためのコンサルティング機能**の積極的な活用

コンセッション事業等の重点分野

空港【6件】、水道【6件】、下水道【6件】、道路【1件】(平成26～28年度)
文教施設【3件】(平成28～30年度)
公営住宅※【6件】(平成28～30年度) ※収益型事業や公的不動産利活用事業も含む。

PDCAサイクル

毎年度のフォローアップと事業規模や施策の進捗状況の「見える化」、アクションプランの見直し

新たなビジネス機会の拡大、地域経済好循環の実現、公的負担の抑制 → **経済財政一体改革への貢献**

2020年度までの基礎的財政収支の黒字化に寄与

アクションプランのポイント①

1. 趣旨

- ・PPP／PFI活用の現状と課題。
- ・改定の必要性(事業規模の見直し、施策の充実)。

2. PPP／PFI推進に当たっての考え方

- ・成長分野、生活関連分野にコンセッション事業を活用。
- ・コンセッション事業の前段階として収益事業を活用し、コンセッション事業への移行を目指す。
- ・一部の費用のみしか回収できない場合であっても混合型PPP／PFI事業として積極的に推進。
- ・サービス購入型PFI事業等もファーストステップとして活用するとともに、インフラ分野へと活用の裾野を拡大。
- ・「バンドリング」や「広域化」により事業の成立性を向上。
- ・インフラファンドの育成、インフラ投資市場の整備を推進。
- ・公共施設等のデータの「見える化」や民間提案を推進。
- ・行政財産を含む国公有不動産や国立大学法人等の不動産等の公的不動産の有効活用を促進。
- ・官民の長期的なパートナーシップの枠組みとしてLABVを活用検討。

3. 推進のための施策

(1) 実効性のある優先的検討の推進

- ・手引、支援措置、フォローアップ等を通じて国や全ての人口20万人以上の地方公共団体等において確実に優先的検討規程を策定。
- ・手引、支援措置、フォローアップ等を通じて運用を適正化。
- ・優良事例を横展開。
- ・上下水道分野におけるガイドラインを策定。

(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進

- ・地域の民間事業者がイニシアチブを発揮し、主体的役割を果たし、案件形成力を高める地域プラットフォームの形成を推進。
- ・息の長い継続的な枠組みとして定着させるための支援。
- ・官民対話の場として機能させ、民間提案を推進するとともに、民間事業者のニーズを把握。
- ・地域プラットフォームを47以上形成し、ブロックプラットフォームに参画する地方公共団体の数を181団体とする。
- ・プラットフォーム形成数や案件形成数等の実施状況をフォローアップし、結果を公表。

アクションプランのポイント③

(3) 民間提案の積極的活用

- ・民間提案に係る負担軽減、知的財産権や営業秘密の保護等に配慮。
- ・民間提案に対するインセンティブ付与のあり方を検討。
- ・民間提案に対する応答、提案評価、検討結果公表、権利利益の確保等を明記した指針を策定。

(4) 情報提供等の地方公共団体に対する支援

- ・専門人材を育成。
- ・PPP／PFIに関するポータルサイトを整備。
- ・コンセッション事業の高度な専門家による支援を実施。

(5) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用

- ・出融資機能やコンサルティング機能を活用し、地方公共団体の優先的検討を支援することを通じ、地域におけるPFI事業を大幅に掘り起し。
- ・地域金融機関等に対しPFI事業の実施面でのサポートを行うことで地域人材の育成を図る。
- ・第一号民間インフラファンド組成に取り組み、民間インフラファンド形成に寄与する。

4. 集中取組方針

- ①空港(平成26年度から平成28年度までに6件)
 - ・他の国管理空港や地方管理空港への拡大を着実に推進。
 - ・先行案件のノウハウを横展開。
 - ・複数空港の一体運営を推進。

- ②水道(平成26年度から平成28年度までに6件)
 - ・中長期的な水道料金の見込みを公表すること等により地域において課題を共有。
 - ・国が率先してコンセッション事業の有効性を示し、強力に後押し。
 - ・住民不安の解消、啓発活動の実施。
 - ・標準的な契約書及び要求水準書のひな形を作成、周知。
 - ・首長等へのトップセールスの実施。
 - ・ディスインセンティブとなる制度上の課題を克服。

アクションプランのポイント⑤

③下水道(平成26年度から平成28年度までに6件)

- ・中長期的な水道料金の見込みを公表すること等により地域において課題を共有。
- ・国が率先してコンセッション事業の有効性を示し、強力に後押し。
- ・導入モデルを示すなどの支援実施。
- ・先行事例の横展開。
- ・モデル都市における検討・調査を支援。
- ・首長等へのトップセールスの実施。

④道路(平成26年度から平成28年度までに1件)

- ・他の道路公社への適用拡大に向けて横展開。

⑤文教施設(平成28年度から平成30年度までに3件)

⑥公営住宅(平成28年度から平成30年度までにコンセッション事業、収益型事業又は公的不動産利活用事業で6件)

⑦その他

- ・コンセッション事業の準備事業に要する負担を支援。

5. 事業規模目標

- ・重点分野におけるコンセッション事業の実現、人口20万人以上の地方公共団体における収益型事業及び公的不動産利活用事業の着実な実施により、平成25年度から平成34年度までの10年間で21兆円の事業規模の達成を目指す。

6. PDCAサイクル

- ・毎年度フォローアップを実施し、必要に応じて本アクションプラン改定。

PFI推進室の課題①

1. PPP/PFI推進アクションプランの推進

- (1) コンセッションを始めとする多様なPPP/PFIを推進するため、「PPP/PFI推進アクションプラン」(平成28年5月18日PFI推進会議決定)を策定し、新たに、10年間(平成25年度～平成34年度)で21兆円の事業規模目標(現行は10～12兆円)を設定するとともに、コンセッション事業等の重点分野として文教施設及び公営住宅を追加。
- (2) 今後、同プランに掲げる具体的施策を推進するとともに、事業規模や施策の進捗状況について毎年度フォローアップを実施。

2. 実効ある優先的検討規程の策定・運用

- (1) 本年度内に、国や全ての人口20万人以上の地方公共団体等において、公共施設等の整備等に当たりPPP/PFIの活用を優先的に検討する仕組みが構築されるよう、本年3月に、PFI推進委員会における調査審議を経て作成した優先的検討規程策定の手引を地方公共団体に対して発出。
- (2) 優先的検討規程に関する説明会を全国9か所において2回ずつ開催するとともに、同規程の策定状況をフォローアップし、公表。

PFI推進室の課題②

3. 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進

- (1) 地域経済に根ざしたPPP/PFIの推進を図るため、地域の産官学金が集まり
具体的な案件形成を目指した取組を行う地域プラットフォームの形成を推進。
- (2) 平成30年度までに、47件の地域プラットフォーム形成を目指す。

4. PPP/PFI推進タスクフォースの開催

- (1) 本年1月以降、和泉総理補佐官を議長、福田内閣官房長官補佐官を議長代理、
関係府省の課長級を構成員とする「PPP/PFI推進タスクフォース」を開催し、
各事業分野に関する個別会合を随時開催。産業競争力会議等と連携しつつ、
PPP/PFI推進のために必要な課題の解決に向けて議論。
- (2) 5月16日の第2回全体会合において、議長から各省庁に対し、PPP/PFI推進
アクションプランの推進に向けた積極的な取組を指示。

優先的検討指針策定の背景

(1) 課題

- 厳しい財政状況、人口減少の中で、我が国の生活インフラを効率的に整備・運営していくことが必要。
- 新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくことが必要。

(2) 対応

- 公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要。
- 多様なPPP/PFI手法を拡大することが必要。



公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、**多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討する仕組みを導入**

(3) 目標

PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みを構築した**各省庁及び人口20万人以上の地方公共団体（181団体）等の数を2016年度末までに100%**
(経済・財政再生アクション・プログラム (平成27年12月24日経済財政諮問会議))

優先的検討プロセスの全体像

【対象事業主体】

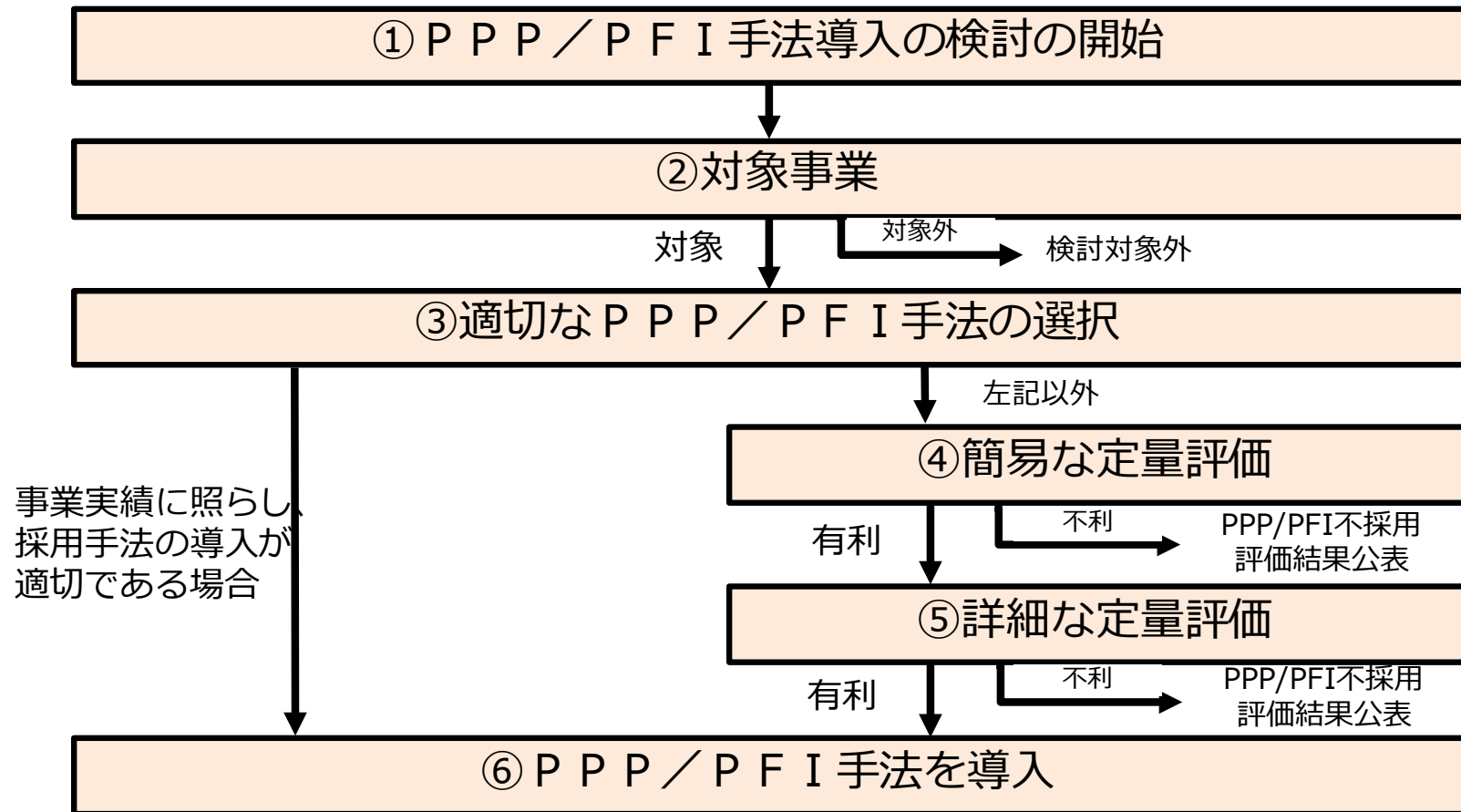
- ・ 国、地方公共団体、公共法人（独法、公社等）

【対象施設】

- ・ 公共施設等（例えば空港、上下水道等の利用料金が発生する施設や庁舎、宿舍、公営住宅、学校等を含む。）

【対象事業】

- ・ 整備等（例えば新規建設、改修のみならず、運営、維持管理を含む。）

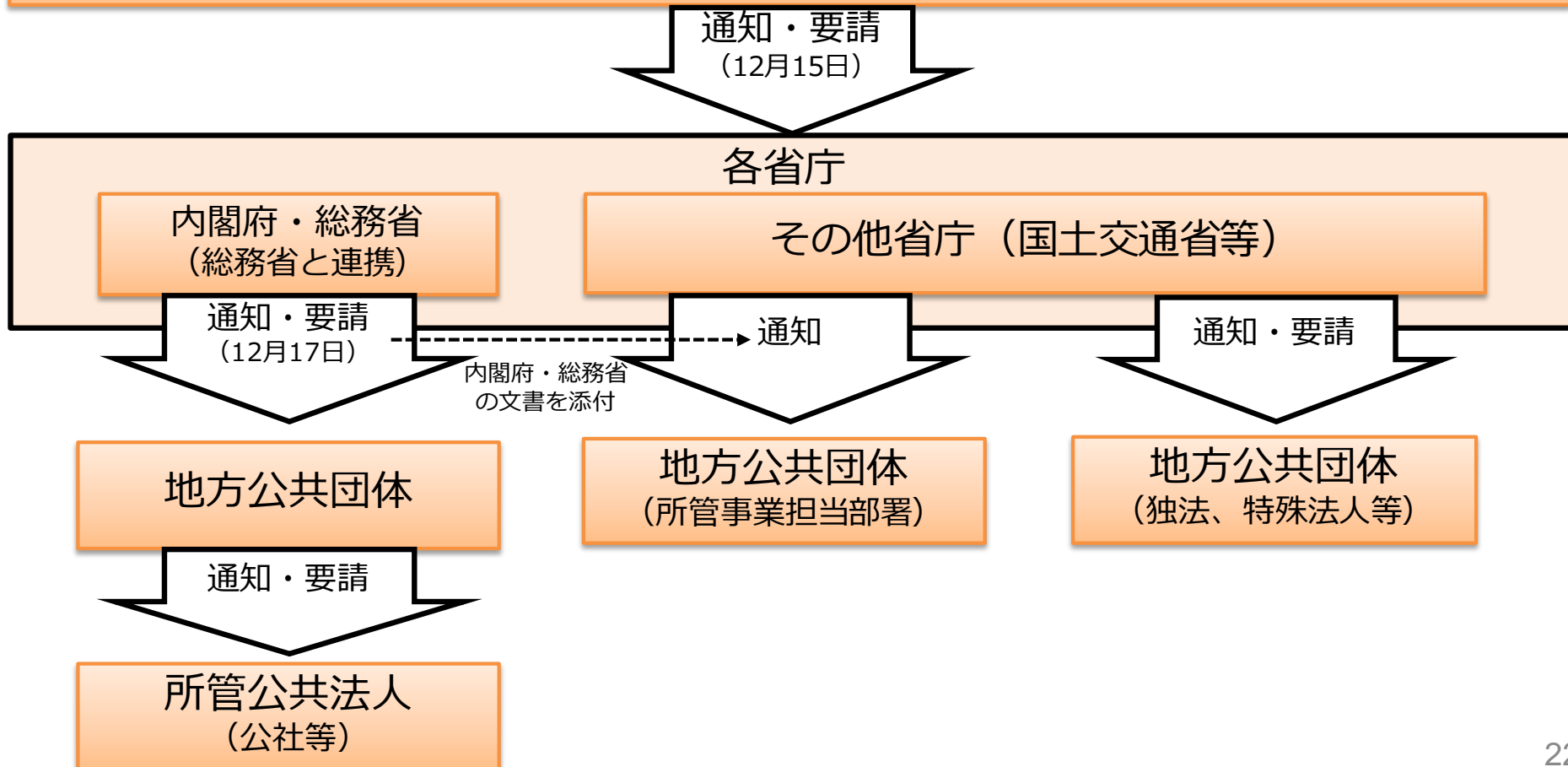


(参考)指針の周知プロセス

平成27年11月19日 PFI推進委員会（有識者会議）【調査審議】

平成27年12月15日 PFI推進会議（総理大臣を会長とする全閣僚の会議）【決定】

平成27年12月15日 内閣府から各省庁に通知・要請



PPP/PFI地域プラットフォームの取組について①

地域の企業、金融機関、地方自治体等が集まり、PPP/PFI事業のノウハウ習得と案件形成能力の向上を図り、具体的な案件形成を目指した取り組みを推進する。

2015年度内閣府支援事業

習志野市(千葉県)

テーマ: 民間を活用した公共施設再編



浜松市(静岡県)

テーマ: 大合併後の公共資産経営



神戸市(兵庫県)

テーマ: 民間提案の促進



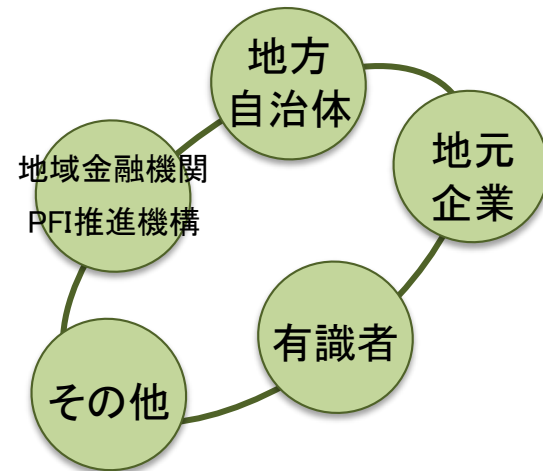
岡山市(岡山県)

テーマ: 未利用公有資産の有効活用



福岡市等(福岡県)

テーマ: 地域の枠を越え官民ネットワーク形成



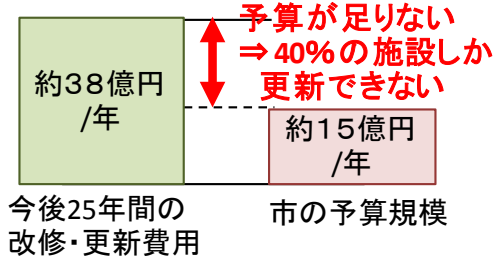
主な取組:

- 事例研究を通じたノウハウ習得
- 異業種間のネットワーク形成
- 具体事例での官民対話
- 民間提案の試行 等

PPP/PFI地域プラットフォームの取組について②

地域プラットフォーム形成支援事業(習志野市の例)

■ 地域プラットフォームを導入した背景・目的



市財政が厳しい中、老朽化した施設の更新に対応するためPPP/PFIの取組みが急務

地域企業: PPP/PFIに関する知識・ノウハウの蓄積
市職員: PPP/PFIに取り組む庁内体制の整備

■ 地域プラットフォームの実施内容と導入成果

○ 2015年度はセミナーを3回開催。地域企業・地域金融機関等から毎回30名程度が参加。

回	第1回	第2回	第3回
目標	意識の醸成、基礎知識の習得	ノウハウの習得	異業種ネットワーク形成、官民対話
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の公共施設の維持更新費用に関する課題の説明 ・地元事業者参画事例の紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI実施方針の読み方、資金調達方法についての勉強会 ・ワークショップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・大手ゼネコンから地域事業者との連携方策について説明、質疑 ・市から具体的なPFI事業計画の情報提供



実施方針、資金調達に関して専門家が講師となって説明
=> 実務面の理解度が向上

意見交換を実施
=> 地元企業参画の課題を明確化

<ワークショップでの発表>

【アンケート結果】(地元企業13社)

- ・ PPP/PFIの理解度が向上 85%
- ・ PPP/PFIの参画イメージができた 62%
- ・ 今後も参加したい 54%

来年度以降は、要求水準書の見方、提案書の書き方、コンソーシアムの組成方法、リスク分担を教えてほしい、過去の事例を取り上げてほしいとの意見もあった。

<成果>

- 市が予算を確保し、2年目以降も継続実施
- 2016年度に市内初のPFI事業実施 (大久保地区公共施設再生事業)

PPP/PFI地域プラットフォームの取組について③

地域プラットフォーム形成支援事業(岡山市の例)

■ 地域プラットフォームを導入した背景・目的

公共施設の配置最適化で生じる未利用資産の有効活用についてPPP/PFI手法の導入を目指す。

- ・ 岡山市ではPFI草創期にPFI経験があるものの以降低調
- ・ 庁内・地域企業双方にPPP/PFIノウハウの再構築が必要

PPP連携の基盤づくり

■ 地域プラットフォームの実施内容と導入成果

○ 2015年度はセミナーを4回開催。地域企業・地域金融機関等から50名～130名程度が参加。

回	第1回	第2回	第3回	第4回
目標	公有資産活用方法の理解	官民対話の仕組み検討	官民対話の実践	今後の活動検討
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ PPP手法、公有資産を活用した事例の勉強 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の方針説明 ・ 効果的な官民対話方法や民間提案制度の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧内山下小学校跡地の活用方法に関する官民対話 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動を踏まえた成果・課題の報告 ・ 来年度以降の活動に関する意見交換



官民対話の実践演習(第3回)



演習の題材
(旧内山下小学校跡地)

未利用資産の活用に向けた今後の活動計画を整理

- 市**
 - 民間提案の制度化
 - 対象資産の活用方針を民間に情報発信
- 民間**
 - セミナー・ワークショップを通じた提案能力の習得

<成果>

- 市の予算措置により、2年目以降も継続実施
- 具体的なPPP案件が出る見通し

PPP/PFI地域プラットフォームの取組について④

地域プラットフォーム形成支援事業の結果（総括）

■ どの地域でも参加者の意識が変化

<アンケート結果>

- 今後もプラットフォームに参加したい（神戸市：91%）
- PPP/PFIが身近に感じるようになった（岡山市：83%）
- PPP/PFIに参加したい（習志野市：54%）

○ 活動が進むにつれ、PPP/PFIや大手事業者等に対する印象も好転

○ 次の展開として、個別の官民対話手法（サウンディング）や民間提案を求める声も

■ 成 果

➤ 具体的なPPP/PFI案件を産み出す見通し

➤ 内閣府支援終了後も各地域で地域プラットフォームの取組が継続

■ 地域企業が抱えている具体的な不安が明確に

「大手ゼネコンに仕事を取られてしまうのでは」

「PPP/PFIを進めたくても自ら何をしてよいかわからない」

「そもそもPPP/PFIが全くわからない」

PPP/PFI地域プラットフォームの取組について⑤

地域PFの形成

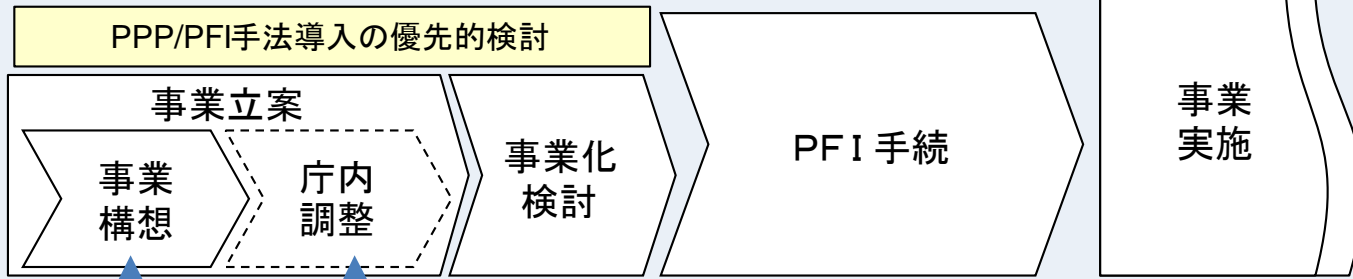
地域PFの運営

課題	対応策	施策	
		2015年度	2016年度
<p>地域プラットフォームの意義が理解されていない</p> <p>※ ブロックレベルの地域プラットフォームに参画する地方公共団体の数【目標:181(2018年度)】 ※ 地域プラットフォームの形成数【目標:47(2018年度)】</p>	<p>PPP/PFI事業や地域プラットフォームの優良事例を横展開する</p> <p>地域プラットフォームの整備方法や実施内容に関するノウハウ提供</p>	<p>■ ブロックレベルの地域プラットフォームを開催</p> <p>各ブロックでの開催回数を増やし、参加公共団体数(153)の増加を目指す</p> <p>■ 地域プラットフォームの取組の実例等を取り纏めた「運用マニュアル」を作成</p>	
<p>持続的な活動として定着させることが必要</p>	<p>活動の初年度より、案件形成に繋げていく長期的な視点から継続的な運営体制を作る</p>	<p>■ PPP/PFI専門家派遣制度の運用</p> <p>地域プラットフォームの実践ノウハウに詳しい専門家を派遣</p>	
<p>単なる勉強会に留まらず、案件形成に繋がる取組をしていくことが重要</p>	<p>地域プラットフォームを民間提案の場として機能させる</p>	<p>■ 地域プラットフォーム形成支援事業</p> <p>計画策定に当たって継続的な運営を前提とした支援を実施</p> <p>■ 民間提案等を促進するモデル的な取組を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体が整備しようとする公共施設のリスト(ロングリスト・ショートリスト)の提供等を推進 <p>■ 具体の案件形成に向けて効果のあった取組みを「運用マニュアル」に反映</p>	

※ PPP/PFI事業が形成された地域プラットフォームの数
 【目標: -】※モニタリング指標: 2018年度中を目途に数値目標をKPIとして設定する

内閣府による支援の全体像

事業の段階



①優先的検討運営支援
地方公共団体が行う優先的検討について規程の策定、運営の初期段階を支援

想定件数：5件、支援期間：3カ月程度
募集時期：3月頃

④新規案件形成支援
PPP/PFIの専門家を派遣し、事業構想段階から具体の事業化検討に移行できるよう支援

想定件数：10件、支援：2～3回
募集時期：通年

※コンセッションなど
高度な知見を必要とするもの

②高度専門家による課題検討支援

コンセッション事業など、事業検討にあたり法律・会計・税務・金融などの高度な専門的知見を必要とする事業を重点的に支援

想定件数：2～3件、支援期間：6か月程度
募集時期：3月頃

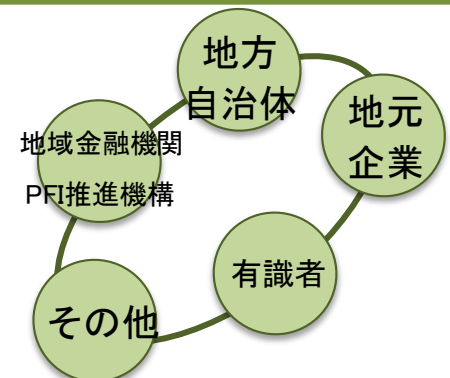
⑤PPP/PFI専門家派遣

⑥ワンストップ窓口

③地域プラットフォーム形成支援

地域プラットフォームの設置・運営からその後の継続的な運営体制の構築までを総合的に支援

想定件数：5件、支援期間：6か月程度
募集時期：3月頃



①優先的検討運営支援

募集時期：3月頃

支援目的

地方公共団体における優先的検討について規程の策定を含めた運営の初期段階を支援することで、P
PP/PFI手法による事業実施を目指す。

支援について①

【支援対象】

優先的検討を実施する具体の事業がある地方公
共団体

【応募条件】

次のいずれも満たすこと。

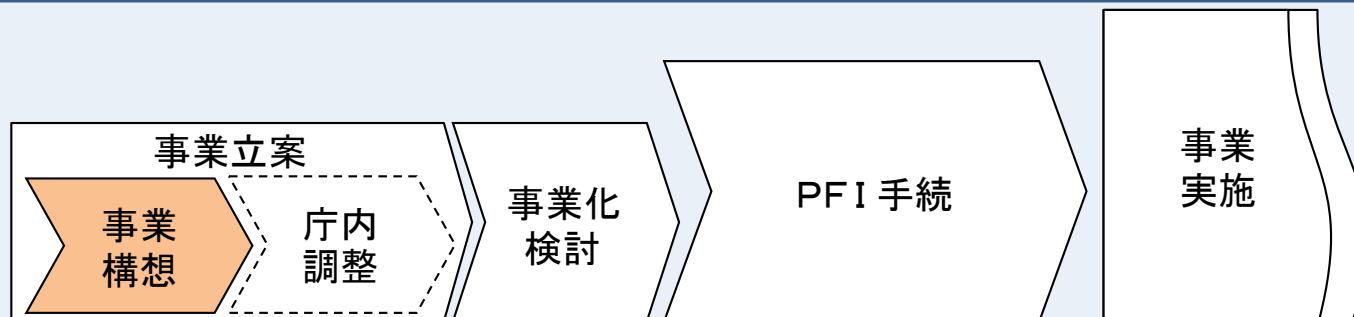
- 優先的検討規程を策定済みまたは平成28年度
末までに策定予定であること。
- 公共施設等総合管理計画を策定済みもしくはそ
れに準ずる中長期の施設整備に関する計画が
策定済みであること。

支援について②

【支援概要】

- 優先的検討の円滑な実施のために、以下に関
する助言と資料提供を行います。
 - 類似事業におけるPPP/PFI導入効果及び特
徴の整理
 - 当該事業の実現性の整理
 - 事業実施に向けたスケジュール策定及び検討
項目の整理
- 支援は内閣府が委託したコンサルタント等が
行います。
- **上記の検討費用は内閣府が負担します。**

事業の段階



②高度専門家による課題検討支援

募集時期：3月頃

支援目的

コンセッション事業など、事業検討にあたり法律・会計・税務・金融などの高度な専門的知見を必要とする事業を重点的に支援

支援について①

【支援対象】

公共施設等運営権(コンセッション)を設定する場合等に、様々な法制上、収益性の評価等における、会計・税務等の高度な専門家の知見を必要とする課題を持つ地方公共団体等

支援について②

【支援概要】

- 公共施設等運営権事業は前例が少ないため、従来の専門家派遣や導入可能性調査と連携させて、課題が表面化した案件・取組について、PPP/PFIの高度専門家の知見等を課題解決に利用
- 内閣府において、支援を必要とする地方公共団体へ法律・会計・税務・金融等の専門家チームを派遣し、課題解決に向けたアドバイスを提供

事業の段階

※コンセッションなど高度な知見を必要とするもののみ対象



③地域プラットフォーム形成支援

募集時期：3月頃

支援目的

地方公共団体等の経験不足やノウハウの欠如、地域企業や関係者の理解不足などの課題の解消を通じ、地域においてPPP/PFIを推進していくため、地域プラットフォームの形成を支援します。

支援について

【地域プラットフォームとは】

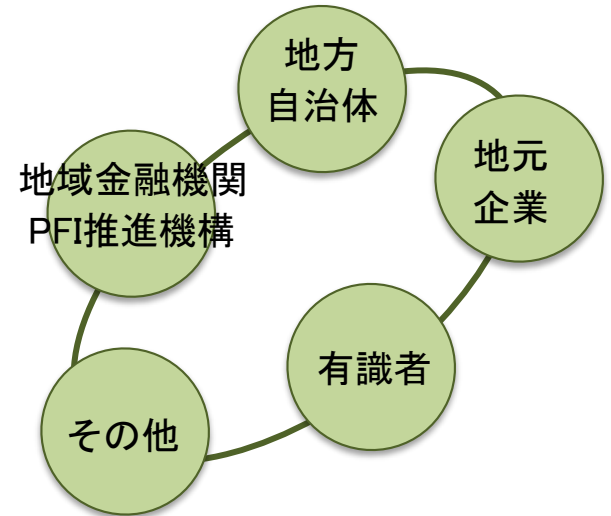
地域の企業、金融機関、地方公共団体等が集まり、PPP/PFI事業のノウハウ取得や案件形成能力の向上を図り、官民対話を通じて具体的な案件形成を目指す取り組み

【支援対象】

地域プラットフォームの継続的な取り組み実施を通じて、多種多様なPPP/PFI事業の形成を目指す地域

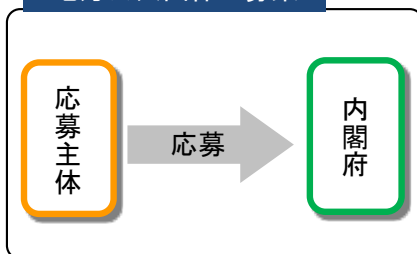
【支援概要】

地域プラットフォームの運営にあたり、内閣府委託のコンサルタントを複数回派遣し、計画・設置段階から支援終了後の進め方の検討までをサポート

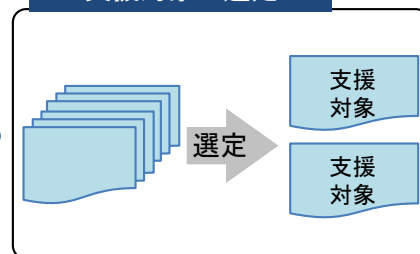


支援の流れ

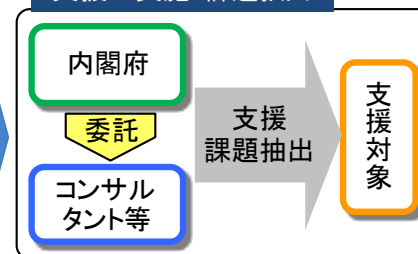
地方公共団体の募集



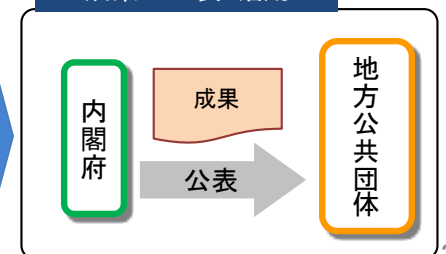
支援対象の選定



支援の実施・課題抽出



成果の公表・活用



④新規案件形成支援

募集時期: 通年

支援目的

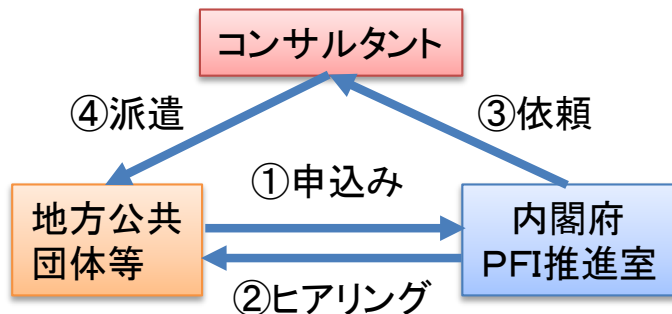
PPP/PFI事業について事業構想段階から具体的な事業化検討に円滑かつ速やかに移行できるよう地方公共団体を支援

支援について①

【支援対象】

公共施設等の整備等に関するPPP/PFI事業について検討を進め、基本計画相当の具体的な事業構想を持つ地方公共団体等

【支援までの流れ】

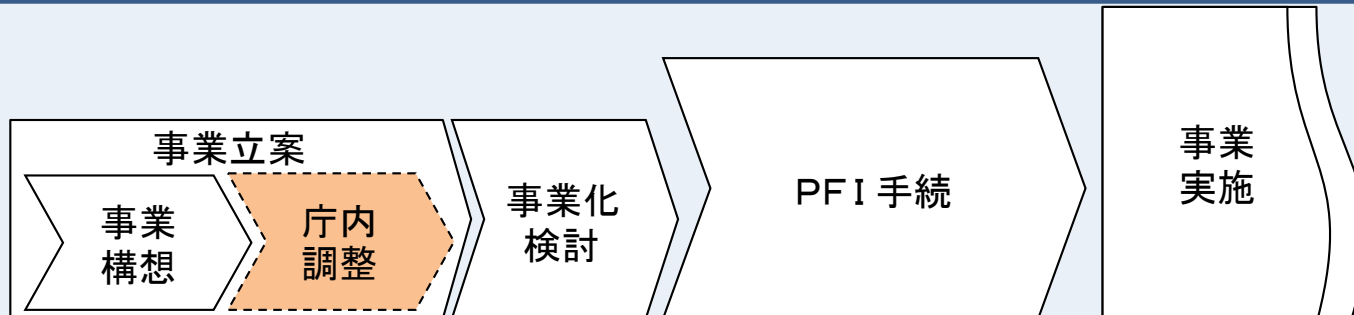


支援について②

【支援概要】

- 内閣府と契約したPPP/PFIに関する専門知識を有するコンサルタントを2～3回程度派遣
 - 事業化検討段階への移行に向けた助言と以下の資料整理を主に行う。
 - ・ 事業スキームの概要(類似事例の事業形態及び事業手法の整理)
 - ・ VFM発現の可能性
 - ・ 事業化検討の実施適否
- ※ 導入可能性調査を行うものではありません。
- 派遣費用(上記の検討経費、旅費)は内閣府が負担します。

事業の段階



⑤ 専門家派遣、⑥ ワンストップ窓口

募集時期：通年

PPP/PFI専門家派遣

PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度

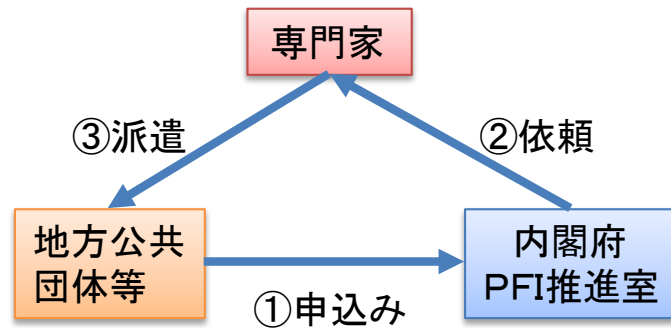
【概要】

- 1回につき半日程度で派遣(複数回の派遣も可能)
- 専門的な立場からアドバイス、講演、質疑応答を実施
- 派遣費用(謝金、旅費)は全額、内閣府が負担
- 派遣後も内閣府職員が引き続き、取り組みをサポート

【主な内容】

- PPP/PFI事業手法や事例紹介
- PPP/PFI事業を進める上での課題、留意点
- 実際の作業スケジュール、庁内体制

【派遣のしくみ】



ワンストップ窓口

PPP/PFI事業の実務に関する質問、問い合わせにワンストップで対応

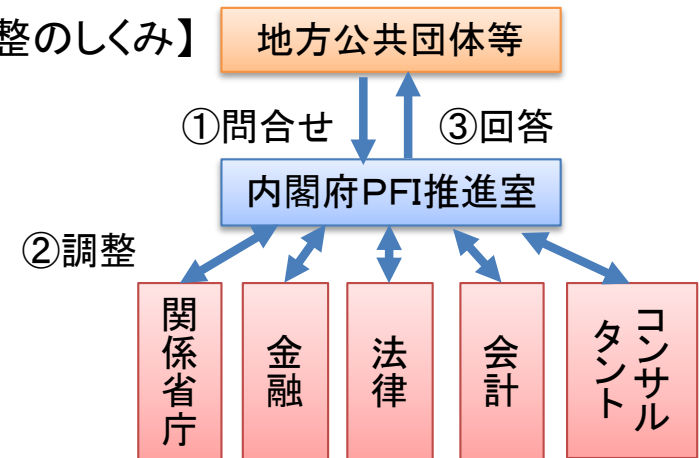
【概要】

- 行政、金融、法律、会計、コンサルタントなど各分野の専門家の意見を聴取し、内閣府が一元的に回答
- H26年度実績 250件

【主な内容】

- PFI法の考え方
- PFI法と他法令の関係
- 事例紹介

【調整のしくみ】



内閣府 PFI推進室 専門家派遣、ワンストップ窓口係

電話:03-6257-1655 FAX:03-3581-9682

情報提供

PPP／PFIの導入に向けた参考資料として、先行事例集や手引きなどの情報提供を実施。

内閣府 民間資金等活用事業推進室
(PFI推進室)

トピックス	新着情報	アクセス	初めての方はこちら
PFI導入支援ツール	PFI関連法令・ガイドライン等	サイトマップ	English page

PFIホームページ > 事例研究

- PFI推進委員会報告
- アニュアルレポート
- 関係省庁連絡会議申合せ
- 官民連携手法に関する関係省庁連絡協議会
- 日韓定期PFI推進交流会
- PPP Web Tokyo Conference
- 地球温暖化対策

マニュアル

- 中小規模PFI事業の導入手続きに係る実務マニュアル1 [PDF形式:389KB]
- 中小規模PFI事業の導入手続きに係る実務マニュアル2 [PDF形式:289KB]

先行事例集

- PFI事業における先行事例集(1) [PDF形式:106KB]
- PFI事業における先行事例集(2) [PDF形式:63KB]
- PFI事業における先行事例集(3) [PDF形式:82KB]

サイトポリシー 意見等 各省庁問い合わせ

● マニュアル・先行事例集

PFI事業導入の手引き

1 基礎編
PFIってなに？PFIはじめての一步、PFIの疑問や不安にお答えします。

2 実務編
PFIを進めていく上で発生すると想定される課題をまとめました。

3 先行事例の紹介
いち早くPFI事業を採用した地方公共団体の事例を紹介します。

参考資料
関連書籍、事業のパフレットを紹介いたします。

用語集
PFIに関する用語集です。

コラム
PFIもいろいろ PFIに関するワンポイントコラムです。

印刷用ファイル
PDFファイルのダウンロードができます。

PFIに関する問い合わせ先

PFI事業導入の手引きについて

※Netscapeの場合、Netscape 7.1推奨

内閣府 民間資金等活用事業推進室(PFI推進室)

内閣府PFI推進室 トップ

● PFI事業導入の手引き

内閣府 民間資金等活用事業推進室
(PFI推進室)

トピックス	新着情報	アクセス	初めての方はこちら
PFI導入支援ツール	PFI関連法令・ガイドライン等	サイトマップ	English page

PFIホームページ > 地方公共団体向けデータベース

- PFI推進委員会報告
- アニュアルレポート
- 関係省庁連絡会議申合せ
- 官民連携手法に関する関係省庁連絡協議会
- 日韓定期PFI推進交流会

このページでは、PFIに関する知見やノウハウについて広く情報共有を図ることを目的として、各地方公共団体が策定されたガイドラインや報告書等を掲載しております。各地方公共団体におかれましては、趣旨をご理解の上、資料の提供等ご協力いただければ幸いです。

問合せ先：内閣府民間資金等活用事業推進室
電話：03-3581-9680,9681
FAX：03-3581-9682

報告書

- 山形県東根市
■ PFI方式導入に関する検討結果等報告書[PDF形式:294KB]
- 宮城県仙台市
■ 「PFI方式による公共サービスの安全性確保に関する調査検討報告書(おねん)」
- 福岡県福岡市
■ カラジ福岡の経営破綻に関する調査検討報告書[PDF形式:228KB]

ガイドライン

地方自治体が発定したガイドライン等へのリンク集です。

- ◆ 組織体による制定
- ◆ 政令市による制定
- ◆ 市町村による制定

PFI事業の実施事例(概要)

- 先行事例紹介(5)
- 先行事例紹介(4)
- 先行事例紹介(3)
- 先行事例紹介(2)
- 先行事例紹介(1)

● 地方公共団体向けデータベース

詳細については下記を御参照ください

- マニュアル・先行事例集：<http://www8.cao.go.jp/pfi/practice.html>
- PFI事業導入の手引き：<http://www8.cao.go.jp/pfi/tebiki/index.html>
- 地方公共団体向けデータベース：<http://www8.cao.go.jp/pfi/database.html>



内閣府 民間資金等活用事業推進室（PFI推進室）

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎中央合同庁舎第8号館14階

TEL : 03-6257-1654

FAX : 03-3581-9682

URL : <http://www8.cao.go.jp/pfi/>